

府縣市町村より見たる道路事業〔八〕

平井良成

雜稅廢止 八年二月二十日太政官布告第二三號を以て

「從來雜稅ト稱スルハ舊慣ニ因リ區々ノ收稅ニテ輕重有

無不平均ニ付別紙稅目ノ分（別紙略）本年一月一日ヨリ

相廢シ候尤右ノ内進テ一般ニ課稅スヘキ分モ可有之候得

共差向收稅無之テハ營業取締差支候類ハ當分地方ニ於テ

改メテ收稅ノ筈ニ候條此旨布告候事」と定められ稅制の

整理を行はれた。

川々堤防費ニ取立ル國役金廢止 八年二月二十日太政官布告第

二五號を以て舊幕府以來川々堤防費トシテ取立來候國役

金ノ儀明治七年十二月三十一日限り廢止の旨を達せられ

た。

酒類稅則制定 八年二月二十日太政官布告第二六號を以て

酒類規則を定められ清酒味醂燒酎白酒銘酒の營業及醸造
に對し課稅することと定められた。

煙草稅 八年二月二十日太政官布告第二八號を以て

煙草に課稅することとし明治九年一月一日より實施の旨

を達し同年十月四日太政官布告第一五〇號を以て煙草稅

則（煙草營業稅）を發布せられた。

蠶種製造組合條例並蠶種製造組合會議局規則制定 八年二月二十

二日太政官布告第三二號を以て六年四月第一四〇號布告

蠶種取締規則を廢し蠶種製造組合條例並蠶種製造組合會

議局規則を定められた。

各地方寄留者届出 八年四月九日太政官布告第五〇號を以て

各地方寄留者諸願届等自今其寄留地ノ管廳へ可差出

旨を定められた。

立憲政體ノ詔書 八年四月十四日太政官布告第五八號を以て立憲政體に關しての詔書仰出されたる旨を達せられた。

(詔書ノ寫後ニ記載)

造幣規則ノ改訂 八年四月二十日太政官布告第六二號を以て

工業の進歩に隨ひ造幣規則を全文改訂せられた。

内國船難破及漂流物取扱規則ヲ定メ浦高札ヲ廢ス 八年四月二十

四日太政官布告第六六號を以て浦高札を廢して内國船難

破及漂流物取扱規則を定められた。

東京函館間本街道改定 八年五月十五日太政官布告第八五號

を以て東京より函館に達する街道の内從前陸奥國北郡野

邊地驛より横濱田名部大畑驛を経て大淵に至り渡海した

るも今般同國津輕郡青森港へ往復郵船取設たるに付自今

野邊地驛より小湊野内驛を経て青森港に至海路函館港に

達するを以て本街道と定められた。

火葬禁止ノ布告廢止 八年五月二十三日太政官布告第八九號

を以て六年七月第二五三號布告火葬禁止ノ儀自今相廢す

旨を達せられた。

大審院諸裁判所職制章程制定 八年五月二十四日太政官布告第

九一號を以て大審院職制上等裁判所職制府縣裁判所職制

府縣裁判所章程判事職制通則を定められた。

控訴上告手續の制定 八年五月二十四日太政官布告第九三號

を以て控訴上告手續を定められた。

新貨條例を改刻し貨幣條例と爲す 八年六月二十五日太政官布

告第一〇八號を以て貨幣條例を定められたが其事に關し

太政官の趣旨は左の如く公表せられた。

「皇國往古より他邦貿易の事少なく貨幣之制度いまだ精

密ならず其品類各種にして其價値も亦一定せず今其概略

を舉むには慶長金あり享保金あり一分銀あり一朱銀あり

當百錢あり大小數種の銅錢あり其他一時通用の貨幣は枚

舉に違あらず甚しきは一國一郡限の貨幣ありて今に至る

まで僅に其一部に通用し他方に流用せざるものあり、か

く其品類區々にして方圓大小其價を異にし混合難駁其實

を同うせず抑貨幣の眼目たる量目と性合とに至りては殆

んど辨知すへからず新舊互に雜用し品位自ら低下し其間或は價造の弊ありて竟に今日の甚しきに馴致せり偶々良性の貨幣は徒らに富家庫中の寶物となり或は外國へ輸出せしも亦少なからず遂に諸品換用の能力を失ひ日用便利の道を塞ぎ流通の公益殆んど絶えんとするに至る實にこれ天下一般の窮厄にして萬民の痛心更に之より大なるものなし今其緣由を尋繹するに全く一定の價位なくして善惡良否を雜用するの舊弊より生ずる事なり方今貿易の道彌盛なる時に當りて舊弊を改め精良の新製を設けずんば何をもつて流通の道を開き富國の基を立んや是政府の責任にして然も燃眉の急務たり故に去る明治元戊辰の年より早く其功を起し莫大の經費を厭はず大阪において新に造幣寮を建置し壯大なる器械を備へ宇内各國貨幣の眞理を察知し金銀の性質量目より割合の差等鑄造の方法に至るまで詳かに普通の制を比較商量し以て精密の通用貨幣を鑄造し在來の貨幣に加へて一般の流通を資けんとするの都合を謀り既に開寮の儀典を完うせりされども前に

言へるごとく區々各種の貨幣多ければ現場諸品の價直を錯亂し萬民の迷惑なることなれば漸々新舊を交換して在來の通寶は悉く改鑄し都て品類を一定せしめんとの御趣旨なり且貨幣は天下萬民の通寶たる主旨に基き地金を持參して引換を望むものへは速かに改鑄して通用貨幣を渡すへしされば今人々古來の舊習を襲ひ重代の寶物とせる古金銀の類は數年ならずして全く地金一機のものとなるべければ早々交換流通して貨幣の眞理を失はざる様注意すべき事肝要なり、斯く新たに造幣寮を設けしも偏に萬民の保護を任するの職分を盡すの外他にあるにあらざれば萬民亦能く此理を會得し各その務を勉勵して天賦の職を盡すべし、仍て今爰に其次第を掲示し併せて新貨幣の眞形を摹し其量目品位表を添へ且地金引換への規則等詳細に附録し普く國內に頒布諭告するもの也

明治四年辛未五月

太 政 官

貨 幣 條 目 (省略)

新聞紙條例の制定 八年六月二十八日太政官布告第一一一號

を以て新聞紙條目を廢し新聞紙條例を改められた。

地所名稱區別ノ内官有地第二種民有地第三種ノ條改正

八年七月二日太政官布告第一一四號を以て七年十一月第

一二四號布告地所名稱區別の内官有地第二種及び民有地

第三種の條を左の通改正せられた。

官有地

第二種 地券ヲ發シ地租ヲ課セス區入費ヲ賦スルヲ法

トス尤府縣所用ノ地ハ地券ヲ發セス唯帳簿ニ

記入ス

但此地ニ在ル官舎ヲ貸渡ス時ハ借地料ヲ賦ス

ヘシ

民有地

第三種 地券ヲ發シテ地租區入費ヲ賦セサルヲ法トス

一 官有ニアラサル鄉村社地及ヒ墳墓地等ヲ云

出版條例更定 八年九月三日太政官布告第一三五號を以て

出版條例を定められた。

萬國船舶信號法告諭 八年九月二十四日太政官布告第一四四

號を以て萬國船舶信號法に關し告諭せられた。

地方官會議御下問條件 八年五月五日太政官達第七一號を以

て左之通地方官會議御下問條件を定められた。

第一 道路堤防橋梁ノ事 附リ民費ノ事

第二 地方警察ノ事

第三 地方民會ノ事

第四 貧民救助方法ノ事 但臨時御諮詢ノ事件ハ此限ニ

アラス

更らに五月十九日達第八四號を以て左之通追加

第五 小學校設立及保護方法ノ事

行政警察規則の制定 八年三月七日太政官達第二九號を以て

行政警察規則を發布せられた。

皇國地誌編輯例則並ニ着手方法 八年六月五日太政官達第九七

號を以て皇國地誌編輯例則並に著手方法を定められた。

(第一號村誌、第二號郡誌、第三號著手方法)

議員憲法中削除並規則小目修正 八年六月十四日太政官達第一

〇二號を以て七年五月第五八號達議院憲法中第五條並第

十條ヲ被削除同規則及ヒ同年九月第一一八號達同小目別册ノ通修正せられた。

「朕踐祚ノ初神明ニ誓ヒシ旨意ニ基キ漸次ニ之ヲ擴充シ全國人民ノ代議人ヲ召集シ會議輿論ヲ以テ律法ヲ定メ上下協和民情暢達ノ路ヲ開キ全國人民ヲシテ各其業ニ安ンシ以テ國家ノ重ヲ擔任スヘキノ義務アルヲ知ラシメン事ヲ期望ス故ニ先ツ地方ノ長官ヲ召集シ人民ニ代テ協同公議セシム乃チ議院憲法ヲ頒示ス各員其レ之ヲ遵守セヨ」

議院憲法

第一條 會議ハ各地方長官事ヲ議スルノ會ニシテ毎年一度之ヲ開キ以テ常例トス臨時ノ會議ハ特旨ヲ以テ其開院ノ期日ヲ豫メ布告スヘシ長官若シ來集スル能ハサルハ次官ヲ出シテ代理セシムヘシ

第二條 會議ノ節各省ノ卿或ハ其代理議院ニ出會議ニ列席シテ其說ヲ述フヘシ然レトモ事ノ可否ヲ決スルノ數中ニ入ルヲ得ヘカラス

第三條 開院並終會ノ時 朕自ラ之ニ臨ミ諸大臣ヲ率從

シ其式ヲ執行スヘシ

第四條 朕ヨリ垂問ノ事件アレハ議案ヲ下シ且或ハ委員ヲ遣シ其旨ヲ詳述セシムヘシ

第五條 一切ノ議案ハ議長ヨリ之ヲ衆議ニ附シ其可否ヲ決定シテ奏スヘシ其施行スルト否サルトハ朕自ラ之ヲ裁スヘシ

第六條 議事ノ本意ハ施政上ニ於テ便ト不便トヲ斟酌シテ其議ヲ盡スヲ以テ緊要トス宜ク公平中正ニシテ彼是相顧ミ相負カサルヘシ

第七條 議事ノ可否ヲ決スルハ同論ノ多キ方ニ依據スヘシ若シ同數兩立タルトキハ議長之ヲ決スヘシ

第八條 會議ノ席ニ於テ各員充分ニ審論スヘシ或ハ忌諱ニ觸トモ之ヲ糺彈スルヲ得ヘカラス

第九條 垂問ニ付若シ議院ノ議論時勢ノ適度ヲ得サレハ勅旨ヲ以テ其議案ヲ收ムヘシ建議上ヨリ起ル議案ハ此例ニアラス

第十條 第五條ノ意ト重複ニ依テ之ヲ削除ス

第十一條 議員ヨリ建議スル事件ニ付會議ニ於テ可ト決スレハ奏スヘシ其之ヲ採用スルト否サルトハ朕自ラ之ヲ裁スヘシ

第十二條 議長選任ハ議員中ヨリ之ヲ選舉スル事勿論ナレトモ其良法ヲ議定スル迄ハ暫ク朕自ラ之ヲ選任スヘシ

第十三條 議長ノ職ハ議院中ノ規則ヲ掌リ議員ヲ總轄シ垂問建議ニ就テ衆議ヲ興シ議員立論ノ旨趣ヲ孰考シ同權兩立ノ衆議ヲ判定セス惟會議ノ席ニ於テ自己ノ論ヲ發スルヲ得ヘカラス

議院規則凡例

院中規則中大會議ト云者ハ則議員平常會議席ニシテ數箇ノ事件ヲ漸次ニ議スルヲ得
小會議ト云者ハ平常ノ會議ニ異ナリ譬ヘハ一事ノ可ヲ大會議ニテ決スト雖モ其方法及ヒ議案ノ章句等ヲ審議討論セント欲スル時ハ別ニ會議ヲ開キ議長其坐ヲ退ク若シ自巳ノ說ヲ陳ヘント欲スレハ衆議員ト共ニ列坐シ互ニ是非

議院規則

第一則は幹事長幹事書記官の職別、第四則は書記生、第五則は司法長、第六則は司計、第七則は議員の定員（六十二人）職能（各地方ノ知事令本官ノ專務アリト雖モ議院ニ參シタルトキハ孰モ一般人民ニ代リ其便否ヲ協同公議スヘシ）第八則以下第二十四則までは議事に關する規定であるが第二十一則に「凡ソ議論ハ虚心平易ヲ旨トシ公平無私ヲ準トス若シ議事ノ規則ヲ亂ル者アルトキハ議長之ヲ警メ屢々之ヲ犯ス者ハ衆議ノ上其人ヲ退院セシムル事アルヘシ議事中其ノ差誤アルトキハ議長之ヲ糺スヘシ」と定められて居る。

治水修路ノ爲メ收入スル夫米夫錢堤銀等ヲ廢シ各府縣適宜賦課ノ

法ヲ立シムル件 八年七月八日太政官達第一二〇號を以て、

「從來夫米夫錢堤銀等左ニ掲載ノ名唱ヲ以テ特ニ治水修路ノ爲メ従前收入致シ來候物及ヒ之ニ類似ノ分トモ總テ相廢シ各府縣限適宜賦課法相立可申右官費ノ分ハ従前ノ例規ニ隨ヒ不增加様處分可致此旨相達候事

夫米、壹歩米、夫金、堤防費用米、大川定格夫錢、郡中割金、郷役米、堤防其他營繕米、士本高割金、土工米役米、役米用役郷役修補米、橋々料米、夫役米、欠米、堤銀、七厘米、竈役米

篤行奇特者賞與ノ常例 八年七月十日太政官達第一二一號を

以て篤行奇特者賞與の常例を定められた、其中に「學校病院其他道路橋梁及濟貧恤窮等ノ費用ヲ差出候者ノ内勅奏任官及華族ヲ除タル以外ノ者」に賞與せらるゝ事が規定せられた。

公用土地買上規則 八年七月二十八日太政官達第一三三號を

以て公用土地買上規則が發布せられた。

公用土地買上規則

第一則 公用土地買上トハ國郡村市ノ保護便益ニ供スル

タメ院省使廳府縣ニ於テ人民所有ノ土地ヲ買上ルヲ云フ但國郡村市ノ保護便益ニ供スル爲メ人民ニテ鐵道電線上水等ノ大土工ヲ起ス時ハ其事業ニヨリ特別官許ノ上此規則ニ準スルヲ得ヘシ

第二則 公用買上ハ必ス其地ヲ要セサルヲ得サルニアラサレハ之ヲ行ハサルモノトス故ニ人民之ヲ拒ムヲ得ス但其地ニ屬シタル植物建物等モ亦本文ニ同シ

第三則 院省使ニテ公用土地買上ヲ要スルトキハ左ノ事由ヲ内務省ニ照會シ内務省ヨリ地方官ニ諮問シテ差支ナキ旨ノ回答ヲ得タル上該廳ヨリ太政官ニ上陳允裁ヲ得ルモノトス

廳府縣ニテ公用土地買上ヲ要スルトキハ左ノ事由ヲ具狀シテ内務省ニ稟請シ内務省ヨリ太政官ニ上陳シ允裁ヲ得ルモノトス

内務省ニ照合又ハ稟請スヘキ事由左ノ如シ

一土地ヲ買上ルノ事由

一該地ヲ必需スル事由

某管轄國郡村市

一該地ノ番號

一該地ノ字

一該地ノ地種

一該地ノ地主

一東西何程南北何程

一方積何程

但該地ノ實測圖ヲ添ル者トス實測圖ハ近傍ノ地形ヲモ

略記スヘシ

第四則 公用ノタメ買上ル地價ハ券面ニ記シタル代價タ

ルヘシ然レトモ地價相違ヲ生セシ時ハ所有者ト買上ヘ

キ該廳トノ商議ヲ以テ代價増減スル事アルヘシ

但明治五年二月十四日以前潰地又ハ用地申付爲手當作

德米ヲ渡シ來リタル土地ハ同年ヨリ同七年マテ三ヶ年

ノ貢納石代平均ノ價ヲ以作德米七ヶ年半ノ金額ヲ一時

ニ下渡シ買上ルモノトス

(第一六〇號達ヲ以テ但書増補十八年内務省甲第二二號達參照)

第五則 買上ヘキ土地ニ屬シタル植物建造物等ヲ併セテ買

上ルトキハ地價ノ外別ニ植物建造物等ノ代價ヲ渡スヘ

シ其代價ハ所有者ト買上ヘキ該廳トノ協議タルヘシ

第六則 買上ヘキ土地ニ屬シタル植物建造物等ヲ買上ケ

サル中ハ地價ノ外別ニ植物建造物等ノ轉移料ヲ渡スヘ

シ轉移料ハ所有者ト土地ヲ買上タル該廳トノ協議タル

ヘシ

第七則 土地ヲ買上ヘキ該廳ハ植物建造物等ヲ買上クル

事ヲ要セスト雖トモ人民植物建造物等ヲ併セテ買上シ

事ヲ求ルトキハ第五則ノ通タルヘシ

第八則 土地植物建造物等ノ買上代價及轉移料ノ見込所

有者ト該廳ノ間ニ許多ノ差違ヲ生シ熟議ニ至リ難キト

キハ双方ヨリ評價人各一人ヲ出シ地方官之ヲ折衷シテ

内務省ノ決ヲ請ヒ之ヲ定ムルモノトス

第九則 地方官土地及植物建造物等ノ買上ヲ公達シタル

トキハ直ニ買上代價ヲ渡スヘシ

第十則 人民買上代價ヲ受取タルトキハ買ラレタル土地

植物建造物等ヲ三十日以内ニ渡スヘシ然レトモ買上前

ニ該廳ト別段ノ契約ヲ結ヒタルハ特別トス

第十一則 土地買上ノ際事業ノ急施ヲ要スルトキハ特ニ

其旨ヲ所有者ニ達シ三十日以上ノ期日ヲ定メ代價ヲ申

出シムヘシ其期日迄ニ代價ヲ申出サルカ又ハ代價ニ付

双方見込相協ハサルトキハ更ニ建物アル地ハ三十日以

上建物ナキ地ハ十日以上ノ期日ヲ定メ其期日迄ニ之ヲ

引渡スヘキ旨ヲ達スヘシ但各其期日内ニ双方共現在ノ

實況及ヒ其見込ノ代價ヲ詳記シ評價人ノ意見書ヲ添ヘ

地方官ノ認印ヲ受置クヘシ

(十五年太六四達追加十六年五〇號達改正)

第十二則 第十一則ノ場合ニ於テハ所有者ノ請求ニヨリ

土地ニ付テハ卷面地價十分八ノ金額建造物等ノ移轉料

又ハ代價ニ付テハ假定ノ金額(地方官實況ニヨリテ之

ヲ定ム)ヲ渡置キ代價決定ノ上精算スヘシ

(十五年太六四號達追加)

度量衡取締條例並ニ検査規則種類法 八年八月五日太政官第一

三五號達を以て度量衡取締條例並検査規則種類法が發布

せられた。

元老院内務省大藏省工部省開拓使職制章程 八年十二月二

十八日太政官達第二一七號を以て元老院内務省大藏省文

部省工部省開拓使職制が制定せられた、其内務省職制及

事務章程の第八條に「道路川海堤防橋梁ノ新營或ハ其法

制ヲ立ル事」と定められて居る又第三十三條に、「道路

川海堤防橋梁等修繕便宜處分スル事」が定められて居る。